

## 社会福祉法人森の会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人森の会（以下「本会」という。）の定款第八条、定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一五条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とするものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外のものをいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の出向遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員（業務執行理事）に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。

ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表第2に定める1人当たりの月額範囲とする。
- (2) 通勤手当の額は、職員通勤手当支給要綱による。
- (3) 退職金の支給について、評議員が必要があると認められた時は支給額は退職金規定による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関する者を対象とし、規則に基づき算出される。

3 費用の弁償の請求があった時は、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

(規則の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。